

国民年金のお知らせ



20歳になったら国民年金の加入手続きを

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は全員、国民年金への加入および保険料納付が法律で義務付けられています。

国民年金とは

国が責任を持って運営し、保険料と国庫負担により、国民が老齢・障がい・死亡によって収入を得ることが困難になったときに年金を支給し、その生活を保障する制度です。現役世代が高齢者を支える「世代間扶養」のしくみにより、年金額は経済変動に応じてスライド（実質価値を保障）し、何歳までも生涯支給されます。

手続き

20歳の誕生日を迎えた人は、住民登録しているところ（市内の人は市民課または各支所市民サービス課）で国民年金の加入手続きを行ってください。学生も同様です。ただし、現在、厚

生年金保険や共済組合に加入している人は、改めて手続きする必要はありません。

年金手帳

初めて国民年金や厚生年金に加入すると、「年金手帳」が交付されます。この「年金手帳」は今後、年金に関する手続きや就職のとき、年金を受給するときにも必要となります。大切に保管してください。

保険料の納付が困難な人は

20歳になり、所得が少なく保険料を納めることが困難な人は、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料納付猶予制度を利用することができます。

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層（20歳代で学生以外）の人や所得がない学生が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残って

しまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付（追納）できるようになっています。

年金ポスターコンクール 入賞作品展示のお知らせ

香川社会保険事務局が、県内の中学校や高等学校から募集した、年金ポスターコンクールの入賞作品を展示します。

期間 1月6日(火)～16日(金)

場所 三豊市役所1階

問い合わせ

市民課 73・3005

善通寺社会保険事務所

国民年金課

0877(62)1660

宝くじの助成金で整備



大見西組（三野町）は、宝くじの助成金を受けて、獅子頭、獅子油単、太鼓、トレパンを整備しました。



宝くじは豊かさを築くチカラ持ち。

REGAL HOTEL BETSUTSU

さい。

団らんを大切に

団らんの中で、子どもを心をつっかりと受け止めましょう

子ども心の变化に気づく保護者に

視線を子どもに合わせ、心の変化を感じ取ることができるようになり、日々の生活を共にすることにより、素直な気持ちで未来に立ち向かってくれることと、思います。みずから「めあて」を持てる子どもに育てましょう。

《少年相談コーナー》

「心子救」

相談電話

62・1116

気軽に相談を！

少年育成センター

一般用 62-1115
少年相談 62-1116

ショッピングセンターで補導していると、帰宅途中で寄り道をしている子、帰宅後友だちと来ている子、保護者といっしょに来ている子たちが、買い物を楽しんだり、ゲームセンターでゲームを楽しんだり、多くの小、中、高校生が、余暇を店内で過ごしています。

買い物やゲームもいいですが、年末年始、家族の集う機会が多い中、家族の団らんを大切に、次のことを心がけ、夢や希望を語り合って下

特定公共賃貸市営住宅の入居者募集

世帯月額所得20万円～60万1千円の人に限りです

募集団地	団地名	宮尾団地(財田町財田中)
	構造	4LDK(耐火構造2階建)
	戸数	1戸
	使用料	48,000円(月額)



申し込みができる人 (以下の条件をすべて備えている人)

市内に住所または勤務場所を有する人
同居の親族か、同居しようとする親族がいる人
(婚姻の届けは出していなくても、事実上婚姻関係と同じ事情にある人や婚約者を含む)
現に住宅に困窮していることが明らかな人

市町村税等を滞納していない人
世帯の月額所得が基準の範囲内であること
申込者または同居親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう)でないこと

必要書類 申込書(住宅課または各支所事業課・高瀬事業課にあります)
住民票(本人および同居しようとする親族全員、続柄が記載されたもの)
所得課税証明書(15歳以上で学生を除く全員)
納税証明書(15歳以上で学生を除く全員)

入居の決定方法 抽選により決定します **入居予定時期** 2月上旬

申し込み期間 入居希望者は、1月5日(月)から19日(月)の午前8時30分から午後5時(土、日、祝日は除く)までに、必要書類を持って住宅課または各支所事業課・高瀬事業課までお申し込みください。
なお、申し込み期間以外の受付はしません。

問い合わせ 住宅課 62-1131

『裁判員制度』

Q 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？



A 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する人の中から選びます。具体的な裁判員選任の流れは次のとおりです。

1. 裁判員候補者名簿の作成
選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選を選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。この名簿に載った方には、その旨を通知します。



この段階では、どなたに裁判所に来ていただくかは決まりません。

2. 事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれます
(抽選の5～8週間前)
実際に裁判員裁判を行うことになった際に、裁判員選出の対象となる事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、さくくじでその事件の裁判員候補者を選び、呼び状を送ります。呼び状には裁判員を招いていた期間を記載する予定です。通常は、同時に質問票をお送りして、評議事由の有無を確認します。



選ばれた方には、呼び状で裁判所に来ていただく日時等をお知らせします。質問票の記載から評議事由等に該当することが明らかな場合には評選を認めて呼び出しを取り消し、裁判所まで来ていただくかをくもお願いいたします。

3. 裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続を行います(通常は、裁判出日午前中)
裁判員候補者から、事件への利害関係の有無、不公平な裁判をすることの恐れ、評選希望の有無・理由などについて質問されます。



質問は裁判官3人と書記官のほか、検察官や弁護人も立ち会います。

4. 裁判員と存る人を決定します
裁判所は評選を認めるか、不適格事由に該当しないかなどを考慮しつつ、最終的にはくじも交えて裁判員6人を決定します。必要な場合は補充裁判員も選びます。



検察官や弁護人は、裁判員に選任しない人を指名することができません(原則として各4人まで)。

5. 裁判員裁判が始まります(通常は、裁判出日午後)

